

第23号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について」を削り、「扶養親族1人ごとに、」の次に「その者の旧居住地から新居住地までの移転について、職員の例に準じて計算した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費の額と」を加え、「の合計額」を「との合計額」に改め、同号ア中「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに宿泊料、」を削り、同号イ中「6歳以上」を削り、同号ウを削り、同項第2号中「前号アからウまで」を「前号ア及びイ」に改め、「宿泊料、」を削る。

第31条中「所属長は、」を削り、「第47条」を「第47条第1項若しくは第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例第23条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に命ぜられた赴任に伴う扶養親族の移転について適用し、同日前に命ぜられた赴任に伴う扶養親族の移転については、なお従前の例による。